

マージン率等に係る情報提供

株式会社リンテージ
(許可番号 派 14-301061)

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

対象期間：令和3年度（令和3年10月～令和4年9月）

記

- 令和5年6月1日付 派遣労働者数 16人
- 令和3年度 派遣先事業所数 5件
- 令和3年度 労働者派遣に関する料金の平均額 29,767円
(1日当たりの料金額 (8時間労働として計算))
- 令和3年度 派遣労働者の賃金の平均額 19,089円
(1日当たりの賃金額 (8時間労働として計算))
- 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合 35.9%
- 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項
キャリアコンサルティングの相談窓口 総務部 TEL：0466-29-3661

訓練の内容	対象者	方法	主体	費用負担	賃金支給	一人当たりの平均実施時間
未熟技術者訓練	採用後5年目未満の者	OFF-JT	弊社	無償	有給	68時間
プログラム設計訓練	採用後5年目程度の者	OFF-JT	弊社	無償	有給	64時間
上位設計訓練	採用後5年日以降の者	OFF-JT	弊社	無償	有給	12時間
管理者訓練	管理者・管理候補者	OFF-JT	弊社	無償	有給	12時間

- 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別
労使協定を締結している（協定書の有効期間終期 令和6年3月31日）
・協定労働者の範囲
(派遣先にてソフトウェア作成に従事する従業員)
- その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項
弊社マージン部分については、法定福利費、教育訓練等弊社の運営経費等を含んだものです。

以上